

判例評釈 遺族厚生年金受給権における重婚 的内縁関係と生計維持関係(平成10.3.25東京 地裁判決)

大原, 利夫

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / 法学志林

(巻 / Volume)

98

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

251

(終了ページ / End Page)

262

(発行年 / Year)

2001-01-09

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003504>

判例評釈

遺族厚生年金受給権における 重婚的内縁関係と生計維持関 係

平成一〇年三月二五日東京地裁判決、判タ九
八七号一六五頁

大原利夫

〈事案の概要〉

原告X（大正四年七月一八日生まれ）と亡A（大正六年六月三日生まれ）は昭和一六年頃結婚の挙式をあげ、翌年五月四日に婚姻届を提出し、二人の間には三人の子供が誕生した。亡Aは昭和三年二月に訴外D会社を設立したが、昭和五年頃、同社の女性従業員であったB女（昭和一〇年三月六日生まれ）と親密な関係になった。亡AとB女の間には、二人の子供が産まれ、それぞれが亡Aによって認知されている。昭和四三年頃から、亡AはXと別居して、B女と暮らすようになった。

遺族厚生年金受給権における重婚的内縁関係と生計維持関係（大原）

亡AはXと別居してからも、生活費として毎月二〇万円から三〇万円ほどをXに交付していたが、昭和四七年、Xは亡Aが設立したD会社の販売を業務として行なうS会社の取締役に就任し、月額一八万円程度の役員報酬を受けるようになってからは、亡Aの収入からXに対して生活費が交付されることはなくなった。なお、Xは亡A死亡後もS会社の取締役として登記され、Xに対する取締役報酬も継続して支払われている。また、昭和五年ころ、Xが居住している居宅が亡AからXに贈与されている。

平成五年一〇月六日、亡Aが他界し、Xは同年一二月二〇日に被告である社会保険庁長官に対して遺族厚生年金の支給裁定請求を行なったが、平成七年一月一四日、Xが亡Aにより生計を維持していたとは認められないとして、遺族厚生年金を支給しない処分（以下、本件処分という）がなされた。

Xは、本件処分を不服として同月三日、東京都社会保険審査官に対して審査請求を行なったが、同審査官が平成八年一月三一日にXの審査請求を棄却する旨の決定を行なったため、Xは、これを不服として同年二月八日に社会保険審査会に対して再審査請求を行なった。しかし、この再審査請求から三ヶ月を経過しても同審査会が裁決を行なわなかったため、Xが平成八年八月八日に本件不支給処分の取消しを求めたのが本件である。

《判旨》 請求棄却

(一) 生計維持関係の判断基準

「遺族厚生年金の受給者たるべき遺族とは、当該被保険者等の収入（勤労による稼得又はこれに代わる老齢年金）に依拠して生計を維持していた者を予定している者ということが出来る。そして、『当該被保険者等の収入に依拠して生計を維持していた』というためには、被保険者等が自己の収入から生活費、療養費等の出捐を行い、これが当該遺族の生計を維持するための相当な部分を占め、当該被保険者の収入からの出捐が失われるときは当該遺族の生計の維持に支障を来すこととなる関係を必要とするものというべきである。もっとも、様々な消費支出を伴う生計について、それが当該被保険者等の勤労による稼得又はこれに代わる給付によって賄われたか否かを認定することはできないから、本件通達（昭和六一年四月三〇日庁保発二九号改正平成六年庁文発三三三三五号。内容については後述。筆者注）によって生計維持要件の基準が明らかにされているのであり、右に見た法の趣旨に照らしても、生計維持要件として、原則として、生計を同一にすることを要するとし、その認定においては、別居配偶者について、生活費、療養費等の経済的な援

助等が行われ、消費生活上の家計を一つにしている実態を必要とすることは一応合理的なものということが出来る。」

「そこで、本件の事実関係について検討するに、……Xと亡Aとの間で、将来、亡Aとの同居再開の話し合いがされた事實は認めることができないことからすると、亡Aとの別居について、やむを得ない事情が存在しその事情が消滅したときは起居を共にし消費生活上の家計を一つにするとの事情が存在していたと認めることは困難である。したがって、本件通達に定める生計維持要件を認めることはできない。」

「次に、Xが亡A自身の収入に依拠して生計を維持していたか否かを検討しても、これを認めることはできない。」「S会社は、商法上の手続に基づいて設立され、亡Aとは別個の法人格を有し、実質的に見ても、従業員一五名、年間売上約一三億円、亡Aの死亡時の株主数約七〇名、発行済み株式総数三万株の会社であり、亡Aの死後もD会社の製品の販売を業として行っていることが認められるから、経営の実体を有する会社であるというべきである。そして、XがS会社から受領していた取締役報酬は、右のような実体を有する会社の取締役の地位に付いた対価として支払われたものであるから、S会社からの取締役報酬の支払をもって、亡Aの収入（勤労による稼得又はこれに代わる老齢年金）からの生活費の支払と同視することはできない

というべきである。この点につき、Xは、XがS会社に出社したり、取締役会に出席したことがないことをもって、Xが支給された取締役報酬が実質的に亡Aからの生活費の交付であると主張するが、商業登記簿上取締役として登記された者は、その実働の有無にかかわらず、商法上取締役としての責任を負うのであるから、Xの取締役としての実働の有無は、右判断を左右するものではないというべきである。」

(二) 法人格否認の法理について

「Xは、S会社は亡AがD会社の節税のために設立した会社であり、亡Aが支配していた会社であることを理由として、いわゆる法人格否認の法理の濫用事例として法人格が否認され、XがS会社から受けていた取締役報酬は、実質的に見れば、亡Aからの生活費の交付と同視できると主張する。

ところで、法人格否認の法理(濫用事例)は、法人格が法律の適用を回避するために濫用されている場合に、当該法律の適用にあたり、法人格を否定して法人の背後に存する支配株主個人及び会社自体にその責任を追及することを可能にすることによって、当該法律を適用し、第三者を保護するための法理論であって、その適用場面は限定されているというべきである。

これを本件についてみると、……XはS会社の取締役として

報酬を受けていたものであって、法人格の濫用によって権利を害されるおそれのある第三者には該当せず、また、本件では回避しようとした税法の適用が問題となっているものではないから、法人格否認の法理(濫用事例)の適用が問題となる場合ではないというべきである。したがって、右の点に係るXの主張は失当である。」

(三) 不動産の贈与について

「昭和五一年ころ亡Aの所有に係る高野台の居宅の底地について、亡AからXに対して贈与がされているが、これをもって継続的な金銭的給付である収入に代わる経済的援助と同視することはできず、法が予定する生計維持のための経済的援助と評価し得るものではない。」

(四) 婚姻関係破綻の帰責性

「Xが亡Aの不貞に耐え、同人との同居の回復を希望していたという事情は、Xと亡Aとの婚姻が円滑を欠いた状態が生じたことに関する帰責事由の判断要素、ひいてはXの配偶者要件の有無の判断要素とはなり得るとしても、法が補填しようとする被保険者等の稼働能力に代わる給付の帰属要件としての生計維持要件とは関係がないというべきである。」

〔評釈〕

(一) 本判決の特色と論点

被保険者等の配偶者が遺族厚生年金を受給するためには、①被保険者等の配偶者であること（配偶者性）、②被保険者等の死亡の当時、生計維持関係にあったこと、の二つの要件を充足しなければならない（厚年法五九条）。

本件原告Xは、別居後も、生活費として毎月二〇万円から三〇万円ほどを亡Aから受領していたが、S会社から月額一八万円程度の役員報酬を受けるようになってからは、Xに対して生活費が交付されることはなくなっていた。この場合に、Xは生計維持関係にあると認められるのか、すなわち生計維持関係の判断基準が本件の中心的争点となっている。

この点に関し、前掲昭和六一年通達(ロ)以下、本件通達と略す)とこれを支持する本判決は、生計維持関係が認められるためには、原則として当該夫婦が同居していることが必要だとする。特に別居配偶者に関しては、生計維持関係を認めるためには、別居するにつき病気療養等の「止むを得ない事情」を必要とし、その事情が消滅したときは起居を共にし消費生活上の家計を一つにするとの事情が存在していなければならないとする。

しかし、従来の裁判例⁽¹⁾は、生計維持関係が認められるためには、夫婦が生活を共にする必要はなく、従って、別居するにつき「止むを得ない事情」も必要はないとしており、本件通達の立場に立つ本判決が出されたことで、生計維持関係の判断基準、特に、別居配偶者に関する別居時の「止むを得ない事情」の存否が、裁判例における大きな対立点となってくる。

(二) 配偶者に関する生計維持関係の判断基準

(1) 生計維持関係

厚年法五九条一項は、「遺族厚生年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であった者の配偶者、子、孫又は祖父母（略）であつて、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時（略）その者によって生計を維持していたものとする」として、配偶者が遺族厚生年金を受けるには被保険者等が死亡した当時、その者によって生計を維持していたことが必要だと規定する。

また同条四項は、「第一項の規定の適用上、被保険者又は被保険者であった者によって生計を維持していたことの認定に関し必要な事項は、政令で定める」と規定している。

これを受けた厚年法施行令三条の一〇は、生計維持関係にある者を①「当該被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時

その者と生計を同じくしていた者であつて厚生大臣の定める金額以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外の者」および②「その他これに準ずる者として厚生大臣の定める者」と定める。この厚生大臣の定める金額は、現在、年収八五〇万円とされているが（平成六年十一月九日庁保発三六号）、②「その他これに準ずる者として厚生大臣の定める者」についての厚生大臣の定めはない。

このように厚年法五九条四項が、「生計を維持していたこと」（生計維持要件）の認定に関して政令に委任したことを受けて、厚年法施行令三条の一〇は、生計維持関係を肯定するための要件として、「生計を同じくしていた者」という生計同一要件と八五〇万円の年収要件の二つの要件を設定している。

(2) 「止むを得ない事情」の存否

この生計同一要件に関して、本件通達は次のような判断基準を示している。

生計維持認定対象者に係る生計同一関係の認定にあつては、次に該当する者は生計を同じくしていた者又は生計を同じくする者に該当するものとする。

① 生計維持認定対象者が配偶者又は子である場合

ア 住民票上同一世帯に属しているとき

イ 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一で

あるとき

ウ 住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき

(ア) 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

(イ) 単身赴任、就学又は病氣療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

⑦ 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること。
⑧ 定期的に音信、訪問が行われていること。

本件通達は、生計同一関係を同居関係と同義に解することがよく、別居配偶者の場合、原則として生計同一関係が否定される⁽³⁾とする。但し、別居するにつき「止むを得ない事情」があり、経済的な援助及び定期的な音信・訪問があれば、生計同一関係を例外的に肯定している。本判決では、亡AとXの間において別居するにつき「止むを得ない事情」が存在しないと見て、生計維持関係が否定されており、本判決は、本件通達と同じ立場に立つ。

別居するにあたり、「止むを得ない事情」を必要とすると、単に夫婦仲が悪くなって別居するに至った場合は、病氣療養等

の止むを得ない事情があるとはいえず、生計維持関係は否定されることとなる。この場合、戸籍上の妻に対して別居している夫から定期的な生活費が送金され、この生活費の送金が夫の死亡によって停止し、その結果、戸籍上の妻が生活困窮状態に陥っても、別居するにつき、止むを得ない事情がない以上、生計維持関係が否定される。

これに対し従来の裁判例は、生計維持関係が認められるためには、被保険者等と現実の生活を共にしていたり、同居し、または住民登録上の世帯若しくは住所を同じくする必要はなく、「その配偶者において、被保険者からの援助がなければ、その生計の維持に支障を来していたであろう」という「関係」があれば足りるとしている。⁽⁵⁾つまり、別居するにあたり、病氣療養、単身赴任、就学などの「止むを得ない事情」を不要としているのである。

別居するにあたり、「止むを得ない事情」を不要とし、生計維持の支障という点から生計維持関係の有無を判断すると、単に夫婦仲が悪くなつて別居するに至つた場合、戸籍上の妻が夫からの送金に依拠して生活していれば、生計維持関係が肯認される。

このように別居配偶者に関する別居時の「止むを得ない事情」の存否について、従来の裁判例と通達とで、また、本判決

により裁判例の間で見解が対立しているが、この点、どのように解すべきであろうか。

「生計を同じくしていた者」という施行令の文言からすれば、本件通達が、配偶者に対して同居関係を要求するような、厳格な生計同一要件の認定基準を設定することも、一見妥当なようにも見える。しかし、もともと遺族年金に関する生計同一要件は、さほど厳格な要件ではなかった。

たとえば、厚年法五九条一項一号ロ（自昭和二九年五月一日至昭和四〇年五月三十一日）二九年五月法律第一一五号は、遺族年金を受給できる妻として、「被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、且つ、第三号の要件に該当した子と生計を同じくすること」という要件を課し、遺族年金に関する生計同一要件を定めていた。この生計同一要件は、「同居していなくても、多少とも生計費を出していればよい」とか、「生計依存関係を必要とせず」、また、同居をしていなくとも、同一生計内にある限り含まれる」とされ、必ずしも同居を求めるものではなかった。

また、生計維持関係についても、「生計を維持するとは、同居していると否とを問わず、受給権者によつて生計維持上必要と認められる程度の扶助が行われている状態をいう」とされ、同居関係を必要とはしていなかった。⁽⁸⁾

加えて、同一世帯であることを要件とする場合、健康保険法一条二項では、「同一ノ世帯ニ属シ」という文言が使用されている。

以上のことからすれば、生計同一関係が認められるためには、被保険者等と同居している必要はなく、また別居するにつき「止むを得ない事情」も必要ないと解するべきである。

(3) 生計同一関係

次に、本判決は、Xが亡A自身の収入に依拠していなかったとして、生計維持関係を否定している。すなわち、生計同一関係が認められるためには、被保険者等の収入に依拠して生計を維持していなければならないという。

遺族厚生年金は「遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的」とし（厚年法一条、一家の中心として働いていた被保険者や、厚生年金を受給して家計を支えていた受給権者が死亡した場合に、残された家族の生活の安定を図るために、遺族に対して支給される年金である）。

したがって、同居している場合や、別居配偶者が被保険者等からの送金に依拠して、生計を維持している場合は、被保険者等の死亡によって、その生活の安定が脅かされるので、生計同一関係が認められる。

一方、別居配偶者が、自ら生計を維持し、被保険者等が当該

別居配偶者の家計を支えていなかった場合は、当該別居配偶者は遺族年金を受給しなくても自ら生計を維持することが可能であり、遺族年金の支給対象者から除外されることになる。

しかし、別居配偶者が被保険者等からの送金を受けていなかったとしても自ら生計を維持することができない場合は、厚年法が生活の安定のほか「福祉の向上」をも目的としていることからすれば、遺族年金の支給対象者から除外すべきではなく、生計同一関係を肯認すべきであろう。つまり、本件通達や本判決のように、別居配偶者の生計同一関係に関して、経済的援助や定期的な音信・訪問を生計同一関係の判断要素とするのは妥当ではなく、被保険者等から生計費等の経済的援助がなされていない場合であっても、また音信・訪問がなされていなくとも、生計維持認定対象者である別居配偶者が、その収入からみて、被保険者等の死亡後、長期にわたって、自ら生計を維持することができないと認められる場合、生計同一関係を肯定すべきである。

この場合、厚年法の生計同一要件の規定には、健康保険法一条二項一号でいう「主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ」の「主トシテ」という文言がないことや、厚生年金保険制度が公的扶助を直接的に目的としているわけではないことからすれば、生計同一関係は比較的緩やかに、広く認定すべきであ

ろう。

本件は、原告Xが亡Aの死亡の当時得ていた収入が、月額一八万円ほどの役員報酬と年額一三三万円程度の株式配当金であったこと等からすれば、亡Aの死亡後、長期にわたって自ら生計を維持できるかどうかは疑問であり、生計同一関係を肯定できる事案であったと思われる。

また、原告Xの年収は、八五〇万円未満であり、Xは収入要件を充足する。

以上のことから、本件は生計維持関係を肯定すべき事案であったと思われる。

(三) 配偶者性

Xにもう一つの受給要件である配偶者性を認めることはできないであろうか。この点、本判決は判断を避けているが、本件は重婚の内縁関係の事案でもあるので、若干の検討を行なっておく。

重婚の内縁関係とは、法律上の婚姻関係にある夫婦の一方が第三者と事実上の婚姻関係にある関係をいう。遺族厚生年金の受給権者たる配偶者は、戸籍上の配偶者に限定されておらず、事実上の婚姻関係にある者も受給権者となることができる(厚年法三条二項)。そのため、本件のように法律上の配偶者のあ

る者が、同時に事実婚関係を他で形成している場合、遺族厚生年金の受給権が法律上の配偶者に対して認められるのか、それとも内縁の配偶者に対して認められるのか、その遺族厚生年金受給権の帰属が問題となる。

この点、最高裁は、法律婚が実体を失って形骸化し、かつその状態が固定化して近い将来解消される見込みのないときは、戸籍上の配偶者であっても遺族給付を受けるべき配偶者には該当しないとの判断枠組みを示している。⁽¹¹⁾したがって、戸籍上の妻といえども長期間の別居等によって法律婚が形骸化していると判断されれば、配偶者性が否定されることになり、結果として遺族年金を受給することはできない。そこで、重婚の内縁関係の場合、法律婚が形骸化しているかどうか、すなわち戸籍上の妻の配偶者性に関する検討が必要となる。

そもそも夫婦は生活「共同体」を形成し、同居生活を営むのが通常である。にもかかわらず別居を開始して、しかも長期間にわたりその別居生活を継続し、かつ一方が内縁関係を形成している場合において、それでも法律婚が実体を失っていない場合とはどのような場合であろうか。

この点、通達(昭和五五年五月一六日庁保発一三、一五号)は判断基準を二つに類型化した。まず離婚の合意があり、単に離婚届出をしていないという場合には形骸化が認められるとす

る。もう一つは、一方的遺棄による場合において、①一〇年以上の別居の継続、②反復的経済的依存関係の不存在、③音信・訪問の不存在、という三要件を充足するときに形骸化が認められるとする。

裁判例では一般に、諸事情を総合的に判断して形骸化の有無が判断されており、その判断要素として、婚姻当事者の別居の経緯、別居期間、婚姻関係を維持する意思の有無ないし婚姻関係を修復するための努力の有無、相互間の経済的依存の状況、別居後の音信・訪問等の状況、重婚的内縁関係の固定性等の多くの要素が挙げられている。ただし、以上の判断要素のひとつである「離婚の合意」の存在を認定した判決は少なく、裁判において主に問題となるのは、一方的遺棄にもとづく別居のように、離婚の合意が積極的に認められない場合に、法律婚の形骸化をどのような基準で認定するかということである。

このことに関して、特にこれらの裁判例の結論部分で強調されている理由を整理すると、経済的関係があったこと、交流(音信・訪問)があったことが形骸化を否定する主な理由とされている⁽¹⁴⁾。たとえば、東京地裁平成五年一月二〇日判決は、形骸化を否定する理由として、子供らを介して交流があり、戸籍上の妻(以下、「戸籍上の妻」を単に「妻」と略す)や子供らの生活に関心を払っていたこと、妻の生計が夫の送金に依存し

ていたことをあげ、また東京地裁平成元年九月二六日判決は、直接の交流はないものの、家族の生活に関心を払い、一定の関わりを保ってきたこと、給与の形式で定期的な送金が夫から妻に対してなされていたこと、を指摘している。

一方、交流という面ではこれらの裁判例とよく似た状況でありながら、交流を積極的に認定せずに、形骸化を認める裁判例もある。たとえば、東京地裁平成五年三月三日判決は、夫は妻宅を訪問したり、電話連絡をしていたが、これは妻と会うためのものでなく、子供に対する父親としての配慮からしたことであると、法律婚は形骸化していると判示し、東京地裁平成三年一〇月三〇日判決は、夫が妻宅に立ち寄ることがあったことを認定しつつも、そこに泊まることはなかったとして、また、子供の養育も妻に任せていたとして、法律婚は形骸化しているとした。

形骸化を否定した先の二つの裁判例は、夫婦間に間接的であれ交流がなされていれば形骸化を否定するのに対して、形骸化を肯定した後の二つの裁判例は、その程度の交流では形骸化を否定するには足らず、夫婦間の直接的かつ実質的な交流が必要だとしている。

では、なぜこのような相違が生じるのであろうか。形骸化を認めた二つの裁判例では、妻が歯科医師であったり、また自分

で飲食店を経営するなど、妻に経済的能力があるのに対して、形骸化を否定した裁判例では、特殊な事例⁽¹⁹⁾を除外すれば、妻が夫からの送金に依存して生活し、妻に経済的能力がないことが認められる。この点から考察すると、交流を形骸化の判断要素から除外し、他の判断要素から判断して法律婚が形骸化したと考えられる場合であっても、妻に経済的能力がない場合には、交流を積極的に認めて法律婚の形骸化を否定し、妻の保護を図ろうとする傾向がうかがえる。このように配偶者の経済的能力を比較的重視することは、遺族厚生年金が所得を保障するものであることを考えれば、概ね妥当なものといえる。

そこで本件を検討すると、Xが取締役としての活動を一切していない等の事情があれば、Xに経済的能力があるとは言いがたく、また亡AがX宅を死亡する二年前まで訪問していたこと等も考える併せると、本件法律婚を形骸化しているとするのは困難であろう。⁽²⁰⁾

(四) おわりに——離婚した配偶者の年金権

重婚の内縁関係における遺族厚生年金受給権の帰属問題を考察するにあたっては、戸籍上の配偶者の保護を図る他に、内縁配偶者の保護をも図る必要がある。にもかかわらず、一方的に遺棄された戸籍上の配偶者の保護に傾きやすい原因として、離

婚した配偶者に対して、年金権の保障がないことが挙げられる。諸外国のなかには、妻が公的年金の保険料を納付していても、離婚するに際して、妻に年金権を分配するところもある⁽²¹⁾。日本においてこのような年金権保障がないことが、遺族年金における重婚の内縁問題をより一層複雑にさせている。近年、日本において離婚件数が増加し、三組に一組が離婚するようになったことを考えると、離婚した配偶者に対する年金権保障を検討すべき時期にきているといえるのかもしれない。

(1) 東京地判平成五年三月三日判タ八五九号一三四頁、地方公務員等共済組合法に関するものとして東京地判平成五年一月二〇日判タ八三三三号一八五頁。

(2) 有泉亨「中野徹雄編『厚生年金保険法』一八四頁(日本評論社、一九八二)は、生計維持関係を、「死亡した者がいなかったら生計維持に支障をきたしていたであろうという程度の関係」をいうと説明し、共働きの場合は、通常、この範囲に含まれるとする。

(3) 生計維持要件は、同一世帯を形成していることを求めていると説くものとして、東京地判昭和六二年一月二五日に対する加藤智章「批判」法学五二巻四号一五九頁(一九八八)。

(4) 前掲注(1)。

(5) 具体的な送金額などについて参考になる裁判例としては、

以下のものがある。生計維持関係を肯定するものとして、東京地判平成五年一月二〇日判タ八三三三〇一八頁、東京地判平成一〇年五月二七日労経速一六七八号二〇頁(但し、内妻に対する生計維持関係を肯定)。否定例として、東京地判平成四年一月一〇日訟月三九卷一三三三三三頁、東京地判平成五年三月三日判タ八五九号二九頁、東京地判平成一〇年五月二七日労経速一六七八号二〇頁(但し、妻に対する生計維持関係を否定)。

- (6) 厚生省保険局厚生年金保険課編『厚生年金保険法解説』二九九頁(社会保険法規研究会、一九五八)。
 (7) 厚生省保険局編『健康保険法・日雇労働者健康保険法・厚生年金保険法』五九六頁(労務行政研究所、一九五九)。
 (8) 厚生省保険局・前掲注(7)五三九頁。
 (9) 遺族に生じた生活上の必要のうちには、葬祭費その他臨時的な費用の必要もあるが、遺族厚生年金で保障しようとするのは、そのような臨時的なものではなく、遺族の永続的な生活上の必要である。厚生省保険局・前掲注(7)五八八頁。
 (10) 最一小判昭和五八年四月一四日民集三七卷三三〇二七〇頁。
 (11) 恩給法に関しては、届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を「配偶者」等のなかに含める規定がなく、恩給法七条一項にいう「配偶者」は、公務員と法律上の婚姻関係にある者に限られるとされている。最一小判平成七年三月二四日判時一五二五五五五頁。
 (12) どの程度の別居期間を必要とするかについては、学説上、見解が分かれている。①財産分与の時効期間(民法七六八条

二項)を根拠に二年とするもの(右近健男「殷林漁業団体職員共済組合法上の遺族給付と配偶者概念」民商九〇巻一三頁(一九八四))、②三年以上の生死不明が法的離婚原因になっていること(民法七七〇条一項三号)を根拠に、三年とするもの(太田武男「現代の内縁問題」二九三頁(有斐閣、一九九六))、③離婚後の事後措置が未解決の場合等は失踪宣告の期間(民法三〇条一項)を類推し、七年とするもの(松嶋道夫「重婚の内縁の効力」(二)富山大学紀要富山経済論集二九卷三三四二頁(一九八四))などがある。

- (13) 東京地判昭和六三年三月二八日訟月三四卷一〇号二〇五頁、東京地判平成一〇年五月二七日労経速一六七八号二五頁。
 (14) 東京地判平成二年一月二〇日判タ七六三三〇二一四頁、東京地判平成七年一〇月一九日判タ九一五号九六頁参照。
 (15) 東京地判平成五年一月二〇日判タ八三三三〇一八頁。
 (16) 東京地判平成元年九月二六日訟月三六卷六号一〇八〇頁。
 (17) 東京地判平成五年三月三日判タ八五九号二九頁。
 (18) 東京地判平成三年一〇月三日判タ七八八号二六三頁。
 (19) 内縁の妻が法律上の妻の実妹かつ障害者であった。東京地判昭和六二年一月二五日判時一二六一号五六頁。
 (20) なお、戸籍上の配偶者か、内縁配偶者かという二者択一的に決定するのではなく、双方に遺族給付を分配すべきであると説くものとして、二宮周平「社会保険における重婚の内縁の妻の権利」(二)松山商大論集三三卷四号一三五頁(一九八二)。これに対しては、行政庁側に過重な負担をかける

とか、遺族給付が低額化してしまう等の批判がある。右近・前掲注(12)九二頁、渡辺賢「遺族厚生年金支給と法律婚・事実婚」貸社九八九号四一頁(一九八八)、加藤・前掲注(3)一五五頁。

(21) 菊池馨実『年金保険の基本構造』三九六頁(北海道大学図書刊行会、一九九八)、社会保障研究所編「アメリカの社会保障」七七頁(東京大学出版会、一九八九)、社会保障研究所編「西ドイツの社会保障」一三〇頁(東京大学出版会、一九八九)参照。